

2022年12月9日
保健所保健予防課
子ども生活部保育・幼稚園課

保育園・幼稚園等における新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する療養期間等について

町田市では、令和4年11月8日付け厚生省通知「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について」等を踏まえ、保育園・幼稚園等において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応を以下のとおりとします。

1 対象施設

認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育所・家庭的保育者

2 内容

原則、園児は発症日から7日間かつ症状軽快後24時間経過後、登園可能とします。

ただし、10日が経過するまでの間は、基本的な感染症対策としてこまめな手洗い、消毒などの基本的対策の徹底をお願い致します。

3 保護者への対応

登園自粛された場合、3号児（0～2歳児クラス）の保育料は日割り計算のうえ減額します。

4 適用年月日：2022年12月9日（金）

5 問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口 042-785-5237
（平日9時から17時まで）